

## 青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 横浜町風力発電事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施区域周辺には、風力発電設備設置予定位置から近距離に住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から離隔するなど、風力発電設備の配置等を十分検討すること。
- 2 環境騒音調査地点について、風力発電設備設置予定位置から最も近い 350m 地点の住宅付近に調査地点を設定すること。
- 3 対象事業実施区域内の吹越川の支流等に工事の実施に伴う濁水が流入するおそれがあることから、当該河川の水質への影響を適切に把握するため、吹越川中下流域にも水質の調査地点を追加すること。
- 4 対象事業実施区域の周辺にはハクチョウ類及びガン類等の渡りルートがある他、オオハクチョウ、ガン類及びオジロワシ等の飛来地である小川原湖湖沼群などが存在する。  
また、対象事業実施区域及びその周辺は希少猛禽類であるチュウヒ等が生息している可能性がある。  
これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は極力低減するため、地元の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行うこと。また、調査及び予測の結果、これらの鳥類の渡りや生息環境に重大な影響が予測される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。
- 5 渡り鳥・希少猛禽類の定点観察調査地点が対象事業実施区域の西側に偏って分布しているため、調査地点を東側にも設けることを検討すること。
- 6 夜行性鳥類の調査について、専門家の意見を踏まえ、複数地点での録音調査を追加するなど適切な調査方法を設定すること。
- 7 植物の調査について、調査すべき情報に緑藻植物を追加すること。また、調査の

手法に、種子植物、シダ植物以外の分類群の調査方法が示されていないため、調査方法を示すこと。

- 8 工事の実施による土地の改変により、外来植物の生育範囲が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することの無いよう施工方法等を検討すること。
- 9 他事業者による既存及び計画中の風力発電事業との累積的な環境影響が懸念されるため、対象事業実施区域周辺における他事業の情報収集を行い、累積的な影響が想定される環境影響評価項目について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。